

Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

第13章 雑則

(クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知)

第49条 クローズドコンピュータ通信網契約者は、接続契約者回線等について、第10条(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 クローズドコンピュータ通信網契約者は、協定事業者（当社が別に定める者に限りません。以下本条において同じとします。）の提供する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り、加入者回線に係るものを除きます。）について、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表の規定により通信又は保守の態様による細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

3 クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、クローズドコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 接続契約者回線等に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 接続契約者回線等に係る契約の解除

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は次表に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものとします。

協定事業者の契約約款の名称	サービス名称
<u>IP通信網サービス契約約款</u>	<u>IP通信網サービス（メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1のものに限りません。）</u>

別記

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (2) 他社接続契約者回線及び加入者回線に係るもの

第13章 雑則

(クローズドコンピュータ通信網契約者からの通知)

第49条 (略)

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)

別記

3 クローズドコンピュータ通信網サービスの提供に係る当社若しくは協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (2) 他社接続契約者回線及び加入者回線に係るもの

**Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在**

～2021年1月31日

2021年2月1日～

イ 光アクセス回線に係るもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定する I P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

項番	品目及び細目等			
EK010	<a href="#">メニュー5-1</a>	<a href="#">I型</a>	<a href="#">100Mb/s</a>	<a href="#">プラン2</a>
EK020	(略)			
EK030				
EK040				
EM010				
EM020				
EM030				
備考				

イ 光アクセス回線に係るもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

I P通信網サービス契約約款に規定する I P通信網契約であって、次に掲げる品目及び細目等に係るもの

項番	品目及び細目等			
EK010	削除			
EK020	(略)			
EK030				
EK040				
EM010				
EM020				
EM030				
備考				

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(3) 細目に係る料金の適用	<p>イ 当社は、カテゴリ3に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A クラス1に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	(略)	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	(略)						
タイプ2	(略)						

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(3) 細目に係る料金の適用	<p>イ 当社は、カテゴリ3に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>(イ) アクセス回線による区別</p> <p>A クラス1に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	(略)	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	(略)						
タイプ2	(略)						

Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

タイプ3	<p><u>次に掲げる光アクセス回線を利用するもの</u></p> <p>a <u>別記3のEK010に係るもの</u></p> <p>b <u>東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1又はメニュー5-2のI型の100Mb/s品目に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったもの</u></p>
タイプ4	(略)
タイプ6	(略)
タイプN	(略)

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	(略)
タイプ2	<u>次に掲げる光アクセス回線を利用するもの</u>

タイプ3	<p><u>タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1又はメニュー5-2（いずれもサービス提供を終了したものに限り、）からの移行に係るもの</u></p>
タイプ4	(略)
タイプ6	(略)
タイプN	(略)

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	(略)
タイプ2	<u>タイプNと同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（サービス提供を終了したものに限り、）からの移行に係るもの</u>

Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

・東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン3に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったもの

タイプ3	別記3のEK010に係る光アクセス回線を利用するもの
タイプN	(略)
備考	(略)

タイプN	(略)
備考	(略)

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

イ カテゴリ3のもの

(イ) クラス2のもの

Ｃ タイプ3のもの

東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>26,500円</u> <u>(29,150円)</u>

2 料金額

2-1 定額利用料

(1) 基本額

イ カテゴリ3のもの

(イ) クラス2のもの

Ｃ 削除

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

イ カテゴリ3のクラス2のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

(2) 加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

イ カテゴリ3のクラス2のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の加入者回線ごとに月額

1の加入者回線ごとに月額

Universal Oneサービス契約約款（第6編） 【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

区 分	料 金 額
タイプ1に係るもの	(略)
タイプ2に係るもの	(略)
<u>タイプ3に係るもの</u>	<u>2,500円</u> <u>(2,750円)</u>
タイプNに係るもの	(略)

区 分	料 金 額
タイプ1に係るもの	(略)
タイプ2に係るもの	(略)
タイプNに係るもの	(略)

第2 使用料

1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
(略)	(略)

備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。

(1) (略)

(2) カテゴリー3のクラス2（タイプ2、タイプ3又はタイプNに係るものに限ります。）に係るもの

第2 使用料

1 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

1-2 料金額

1-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
(略)	(略)

備考 屋内配線使用料は、次に掲げるクローズドコンピュータ通信網契約に係る加入者回線に適用します。

(1) (略)

(2) カテゴリー3のクラス2（タイプ2又はタイプNに係るものに限ります。）に係るもの